

1..9..9..0

JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

(Enlarged edition)

日语教育设施要览(增补版)

日本語教育施設要覧(増補版)

ASSOCIATION FOR
THE PROMOTION
OF JAPANESE
LANGUAGE
EDUCATION

財団法人 日本語教育振兴协会

1..9..9..0

JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

(Enlarged edition)

日语教育设施要览 (增补版)

日本語教育施設要覧 (増補版)



財団法人 日本語教育振興協会

1990年度版 日本語教育施設要覧（増補版）

発行者：財団法人日本語教育振興協会

〒164 東京都中野区東中野 4-7-18

岡藤ビル101号室

TEL：03-5386-0080

1990 JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

(Enlarged edition)

Published by: Association for the Promotion of

Japanese Language Education

Room 101 Okafuji Bldg.

4-7-18 Higashi-Nakano, Nakano-ku,

Tokyo 164 Japan

TEL：03-5386-0080

1990年度版 日语教育设施要览（增补版）

发行者：财団法人日本語教育振興協会

日本国東京都中野区東中野4-7-18

岡藤大楼101号（邮政编码164）

电话: 03-5386-0080

目 次

1. 導入編

- (1) 日本語教育振興協会とは..... 3
- (2) 本書の利用にあたって..... 4
- (3) 日本語教育施設の運営に関する基準について..... 8

2. 参考資料編

- (1) 日本の教育制度の概要.....19
- (2) 大学入学資格及び大学入学試験.....23
- (3) 日本語教育施設の入学手続と日本への入国・在留手続.....26
- (4) 日本での生活.....32

3. 施設概要編

- (1) 維持会員施設紹介（増補分）.....37
- (2) 維持会員施設一覧（合本版概要掲載分）.....72
- (3) 1990年日本語教育施設要覧（合本版）掲載施設のうち
廃校となった施設.....88
- (4) その他の認定日本語教育施設一覧.....89
- (5) 大学別科一覧.....90

4. 索引編..... 263

CONTENTS

1. INTRODUCTION

- (1) About the Association for the Promotion of Japanese Language Education ... 93
- (2) How to Use This Book 95
- (3) The National Standards for the Operation of Japanese Language Institutes ... 98

2. REFERENCE DATA

- (1) An Outline of the Education System in Japan111
- (2) Qualifications for University Entrance; and University Entrance
Examinations116
- (3) Entrance Procedure to a Japanese Language Education Institution and
Entrance/Residence Procedure for Japan119
- (4) Life in Japan.....125

3. PROFILES OF INSTITUTES

- (1) Profiles of Member Institutes(Schools enlarged)131
- (2) List of Member Institutes(Schools listed in the combined editions of
the directory)166
- (3) The currently closed schools that are listed in the Directory of
Japanese Language Education Facilities 1990(combined editions).....182
- (4) List of Other Authorized Japanese Language Education Facilities183
- (5) List of Japanese Language Programs/Courses of Universities and Junior
Colleges184

4. INDEX 263

目 录

1. 导言

- (1) 日本语教育振兴协会是什么样的组织? 187
- (2) 本书的利用方法 188
- (3) 日语教育设施运营工作基准 191

2. 参考资料篇

- (1) 日本教育制度概要 201
- (2) 大学入学资格及大学入学考试 204
- (3) 日语教育设施的入学手续及日本的入境、在留手续 206
- (4) 在日本的生活 210

3. 设施概要篇

- (1) 维持会员设施介绍(增补份) 215
- (2) 维持会员设施一览(包括本版概要刊载部分) 243
- (3) 1990年日语教育设施要览(合订版)收录设施之中已停办的设施 260
- (4) 其他受认定日语教育设施一览 261
- (5) 大学特科一览 262

4. 索引篇 263

1 導 入 編

(1) 日本語教育振興協会とは

日本と諸外国との国際交流の進展に伴い、日本語学習を希望する外国人が増加しています。特に、ここ数年来、日本においてもこれら外国人を対象とする日本語教育施設の増加が顕著となってきています。明確な教育目標を持ち、質の高い教育が行われている施設もありますが、中には日本語教育の教育条件や施設が著しく劣悪であるとか、その運営等に問題があるなどにより、学生に迷惑をかけるような施設も出てくるようになり、社会問題にもなっています。

このような問題ある施設を排除し、日本語教育の質の向上を図り、真に日本語を学習する方々が安心して質の高い日本語教育が受けられるようにするため、1988年12月、文部省の調査研究協力者会議が法務省や外務省の協力も得て、「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめました。

この「基準」に適合する日本語教育施設の認定を行い、併せて教職員の研修や調査研究を行うことにより、日本語教育施設の質的向上を図ることを目的とする団体として、日本語教育振興協会が日本語教育施設関係者の有志や日本語教育の専門家の方々などの御尽力により、1989年5月に設立されました。当協会は、1990年2月には、文部大臣及び法務大臣から財団法人として許可され、その後、外務大臣からも許可を受けています。

当協会は、設立後直ちに、日本語教育の専門家、関係省庁の担当者、その他学識経験者より構成された審査委員会を組織し、日本語教育施設の厳正な審査を行い、教育条件が良好であり、日本語教育を行うことが適当なものとして、1991年3月末までに450施設を認定しました。

現在、日本において専ら日本語の教育を行う施設で、就学生、留学生を受入れるものにあつては、当協会の実施する専修学校教育及び各種学校教育の基準に準じた内容を持つ「日本語教育施設の運営に関する基準」に適合するか否かの審査を受け、この「基準」に適合するものと認定を受けていることが前提となっています。

この審査・認定事業と併せて、当協会では、認定された日本語教育施設を中心に掲載した要覧の作成と国内関係機関及び世界各国への情報提供、日本語教材の研究開発、日本語教員等の研修会の開催及び就学生に対する生活指導の充実等の諸事業を行っています。

当協会は、今後、文部省、法務省及び外務省の監督、指導や援助を得ながら、日本語教育施設の水準の維持向上を図るため、中核的役割を果たすことが期待されています。しかしながら、未だ生まれて間もない団体であるため、関係する皆様方にはあたたかい御支援を引き続きお願いする次第です。

(2) 本書の利用にあたって

1. 本書の編集方針

当協会は、平成元年以来、我が国における日本語教育施設について、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できる環境・条件を備えているかどうか厳正な審査を行ってきました。本書では、この審査により基準に適合すると認定された施設のうち、当協会の維持会員を中心に、施設の概要を紹介するものです。また、維持会員になっていない施設についても、名称及び所在地一覧を掲載しています。

なお、当協会の審査は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部省、法務省及び外務省の協力の下に行っています。

この日本語教育施設要覧は、1990年10月末までの当協会の認定施設で、同年11月以降、当協会の維持会員となり1990年度維持会費を払い込んだ施設及び1990年11月以降の当協会の認定施設で、維持会員となっている施設について掲載しています。

1990年10月末までの当協会の認定施設で、同年10月末までに当協会の維持会員となり、1990年度維持会費を払い込んだ施設の概要については、「1990年版日本語教育施設要覧（合本版）」を参照願います。

2. 参考資料編について

日本の教育制度の概要、日本の大学へ入学する場合の入学資格及び入学試験、日本語教育施設への入学手続及び日本への入国・在留手続等についての注意事項等を概説しています。日本語教育施設への入学を希望する場合は、事前によく理解しておいてください。

3. 施設概要編について

(1) 当協会維持会員施設については、各施設の概要について次のように紹介しています。

① 認定施設の所在地により、北から順番に配列しています。それぞれの施設について、日本語、英語、中国語による説明を掲載しています。

② 各施設の紹介は、それぞれの施設から提出された資料により編集しています。個別の内容についての詳細は、各施設に問い合わせてください。

③ 記載事項に関する留意点

i) 設置者の種別：

日本語教育施設を設置する主体は何であることを示したもので、学校法人、民
法法人など法律に基づき設置され、文部省等の監督を受けるもの、株式会社、
有限会社など営利企業が主体となるもの及び特に監督官庁を持たない任意の団
体、個人等があります。

ii) 日本語教育施設の学校教育法上の位置付け：

ここで表記される学校の位置付けは、学校教育法上の専修学校、各種学校の
いずれかであることを示したもので、学校教育法上の位置付けのないものについ
ては、特に記載はしていません。

○ 「専修学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間680時間以上、
常時40人以上の生徒を有する学校

- － 専門課程（高等学校、高等専修学校（3年制）卒以上が入学資格）
- － 高等課程（中学校卒業以上）
- － 一般課程（入学資格限定なし） の区分があります。

○ 「各種学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間680時間以上、
入学資格の限定のない学校

iii) 教員数、収容定員、現在生徒数及び在学生の主な出身国・地域：

1990年9月1日現在の状況（それ以降の認定施設については認定時現在の
状況）を記載しています。

1989年度卒業生数は、1989年4月から1990年3月までの1年間に
卒業した者の数を列記しています。

iv) 設置コース：

各学校の設置する日本語学習のコースを示しています。スペースの制約上、

3 コース以上のコースがある場合は、それを「上記以外のコース」としてコースの名称を記載しています。

また、それぞれのコースの対象（又は目的）を（ ）内に記載しています。

これらのコースに関する詳細については各施設に照会してください。

v) 生徒納付金：

「授業料」、「その他」は、就学期間を通算した総額を示しており「その他」は教材費等の授業料以外に必要な経費を示しています。

vi) 教室数：

日本語教育の授業を行う教室の合計数を示しています。また、LL教室がある場合は、その数を外数で示しています。

vii) 図書数

日本語教育に関する文献の合計数を示しています。

viii) 学生寮：

学生寮の有無を示しています。また、学生寮がある場合は、入居の際要する経費を月額で示しています。

(2) 1991年3月末までの当協会認定施設で、1990年度維持会員となっていない施設については、それぞれの名称及び所在地を「その他の認定日本語教育施設一覧」として掲載しています。

(3) 大学における日本語教育組織については、特に大学別科についてそれぞれの名称及び所在地を「大学別科一覧」として掲載しています。

4. 索引編について

1991年3月末までの当協会の認定施設のすべてについて、日本語名称による索引、英語名称による索引及び中国語名称による索引を掲載しています。協会の維持会員施設については、※印を付して掲載頁を示し、その他の施設については掲載頁のみを付しています。

なお、日本語名称及び英語名称については、アルファベット順に配列されており、中国語名称については、発音のアルファベット順に配列されています。

(3) 日本語教育施設の運営に関する基準について

1988年12月23日に「日本語教育施設の運営に関する基準について」を文部省におかれた日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議がとりまとめました。

日本語教育振興協会が個々の日本語教育施設を審査するに際しては、このとりまとめで示された基準に適合するかどうかを判定しています。

その基準は、以下のとおりです。

日本語教育施設の運営に関する基準について

昭和 63 年 12 月 23 日

日本語学校の標準的基準に
関する調査研究協力者会議

- 1 近年における我が国の国際的地位の向上や、留学生受入れ十万人計画の推進などに伴い、日本語の学習を希望する外国人の数が急増している。また、その日本語学習の目的も、高等教育機関への留学や、日本の文学、芸術、芸能等の研究などのためのみではなく、実務的な知識の習得や技術研修、あるいは日本企業への就職のためなど極めて多様化している。
- 2 このような事情を背景として、最近、日本国内においてこれらの者を受け入れ、日本語教育を行う施設の数や学習者数が急増しつつある。文化庁国語課の調査によれば、昭和62年11月1日現在、日本国内において日本語教育を行っている機関の数は496機関に上っており、合計4万3千人に上る者がこれらの機関で日本語を学習している。このう

ち、過半数の255機関が大学等を除くいわゆる一般の日本語教育機関であり、全学習者数の約80%に当たる約3万5千人が、これらの日本語教育機関で日本語を学習している状況にある。これを5年前の昭和57年10月1日現在と比較すると、機関数で約58%の増、学習者数では約77%の増となっている。なお、これらの中には、大学入学志望者を対象とするものから成人一般、技術研修生、外国人子弟、宣教師等を対象とするものまで、多様なものが含まれている。特に、最近においては、大学進学希望者以外の日本語学習希望者が急増しているのが実情である。

- 3 21世紀に向けての教育の国際化の進展の中で、真に我が国での勉学を希望し、日本語の学習に励もうとする外国人は積極的に受け入れて行く必要があるが、それを受け入れる日本語教育施設は、名実ともに外国人に日本語を教育する施設としてふさわしいものでなければならない。従来、これらの一般の日本語教育機関のうち相当部分のものは、自由な民間事業として、日本語教育施設としての基準もなく、その自主性にゆだねられてきたところであり、急増する日本語教育施設の中には、教育水準や経営に問題があると指摘されるものや就学生の不法就労等の『かくれみの』となっているのではないかと指摘されるような状況も出てきている。
- 4 このような状況にかんがみ、教育的観点に立って、日本語教育施設の質的向上を図り、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できるような環境を整備するためには、これらの日本語教育施設の運営に関する何らかのガイドラインを設けることが必要であると考える。
- 5 本協力者会議は、このような観点から、本年7月に第1回会議を開催し、以来これまでワーキング・グループ会合を含め8回の会議を重ねるとともに、日本語教育施設の現地視察や文部省、法務省、外務省、東京都等関係行政機関から説明を受けるなど鋭意検討を進めてきた。
- 6 本協力者会議としては、現在様々な目的で設置されている日本語教育施設のうち、特

に大学進学を希望する者を含め日本語の学習を主な目的として我が国に滞在する外国人を対象として日本語教育を行っているもの及びビジネス目的等で来日した外国人にビジネスや日常生活上必要とされる日本語等を教育するものを対象として調査研究を進めてきたが、11月初旬からの中国の「上海市における就学生問題」の深刻化などの事態も踏まえ、とりあえず関係の深い、日本語学習を主目的として我が国に滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育施設の在り方について、当面のガイドラインとして別紙のとおりとりまとめることとした。

政府としては、これを活用され、これらの日本語教育施設の今後の質的充実のための適切な措置を講ぜられることを期待する。

(別紙)

日本語教育施設の運営に関する基準

(趣旨)

- 1 この基準は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育施設（以下「日本語教育施設」という。）がその目的を達成するために備える必要があると考えられる要件を明らかにし、もって我が国における日本語教育施設の質的水準の向上に資することを目的とする。

(修業期間)

- 2 日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。

(学年の始期及び終期)

- 3 日本語教育施設の学年の始期及び終期は、各日本語教育施設においてその規則で定めるものとする。ただし、学年の始期は原則として2度までとする。

(授業時数)

- 4 日本語教育施設の授業時数は、1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。

(生徒数)

- 5 日本語教育施設の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、当該日本語教育施設の規則で定めるものとする。

(同時に授業を行う生徒数)

- 6 日本語教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、会話等表現活動を中心とする授業科目については、20人以下が望ましい。その他の授業科目については原則として40人以下とするものとする。

(授業科目)

- 7 日本語教育施設においては、日本語学習の目的に応じて日本語教育を施すにふさわしい授業科目を開設するものとする。